

2018年2月5日 レポート

「学校における働き方改革」をどう考えるのか？ No1

予算・財政問題からみるおかしさ！

これでは教職員と自治体の負担を増すだけ

一般社団法人 全国労働安全衛生研究会
甲府市議会 山田 厚

安倍政治の「働き方改革」に連動して文部科学省は、「教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況」として「学校における働き方改革」を掲げています。なかでも「専門スタッフ・外部人材拡充」と「教育の情報化・学校ICT化」を主な政策として掲げています。

ここでは、学校の労働安全衛生をしっかり考えるためにも、その前に、この2つの政策から予算・財政問題に絞って「学校における働き方改革」を検討していくことにします。

目 次

1. 「専門スタッフ・外部人材拡充」の予算・財政計画のおかしさとは
　　国のイメージ宣伝を安易に信じないでその中身をみよう ····· 2
2. 「情報活用能力の育成を含む教育の情報化」の財政問題とは
　　自治体・教職員にとって大きな負担となることは確実 ······ 15
3. 「消費税増税分を子育て・教育に」とは国民をだます手法です
　　増税で学校教育や社会保障費はかえって苦しくなります ····· 25
4. そもそも国は義務教育予算を削減し続けてきました
　　今回もさらに自治体と保護者への負担増のねらいが ······ 32

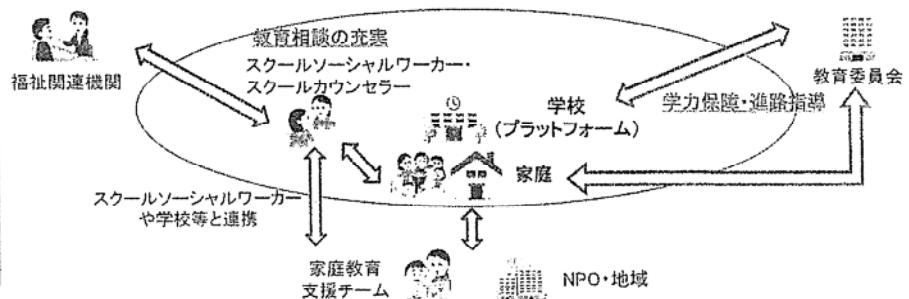
1. 「専門スタッフ・外部人材拡充」の予算・財政計画のおかしさとは 国のイメージ宣伝を安易に信じないでその中身をみよう

文部科学省は「学校における働き方改革」の取組として「専門スタッフ・外部人材の拡充」を掲げています。2018年度の予算案では、次の資料を掲げ、長時間・過重労働で苦しむ教職員が飛びつきくなるようなイメージをマスコミも使いながら宣伝し社会的に広げています。

しかし「とにかく今の業務が軽減されればありがたい」との学校職場の思いとは異なり、予算案の具体的な財政額を検討していくと、実におかしなことが分かります。

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校における学力保障・進路支援、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。



学校教育における学力保障・進路支援

- 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置 [29年度]200人 → [30年度予算案]250人(+50人)
- 定期制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の普及・確立 [30年度予算案: 7.4千万円の内数(新規)]

教育相談の充実

※ () 内は、平成29年度予算額

■スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充 【30年度予算案: 61億円(58億円)】

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

- 小学校、中学校、高等学校への配置【拡充】
[小・中学校 (週1日×3h)]
[高校 (週3日×3h)]
[29年度] 5,047人 → [30年度] 7,547人 (+2,500人, 49%増)
○貧困・虐待対策のための重点加配(十週1日×3h)
[29年度] 1,000人 → [30年度] 1,000人
※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援
【目標】 平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

②スクールカウンセラーの配置拡充

- 全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(16,700校)への配置
○うち小中連携型配置【拡充】
[29年度] 3,200中学校区 → [30年度] 3,600中学校区
○貧困・虐待対策のための重点加配(十週1日×4h)
[29年度] 1,000校 → [30年度] 1,000校
【目標】 平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置
- | | |
|---------------------|-------|
| [H29] | [H30] |
| 中学校 3,200校 → 3,600校 | |
| 小学校 6,400校 → 7,200校 | |
| 計 9,600校 → 10,800校 | |

部活動指導員配置促進事業～部活動の適正化に向けて～

平成30年度要求額：15億円(配置人数：7,100人)＜新規＞

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。<スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象>

現状・課題

◇中学校教諭の部活動に係る1日当たり勤務時間は、土日で1時間4分増加(H18：1時間6分→H28：2時間10分)

(出典)文部省「教員勤務実態調査(平成28年度)」(速報値)

◇中学校の運動部活動担当教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技経験がない教員の割合45.9%
(出典) (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」

対応策

◇適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を促す。

⇒「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」策定中

◇指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置促進

期待される効果

◇教員の働き方改革

- ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
- ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減



◇部活動の質的な向上

- ・正しい理解に基づく、技術の向上
- ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
- ・想定される事故・けがの未然防止

〔部活動指導員の活用例〕



補助金の概要

- 原則として補助対象は「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に該当する者)を想定
- 1校あたり3人程度の部活動指導員を計画的に配置(4年計画の初年度：全体会計の1/4を計上)
- 事業主体：都道府県、市町村※公立の中学校等の設置者(部活動指導員に関する規則等を整備)
- 補助割合：国1/3(市町村が事業主体の場合、都道府県が1/3、市町村が1/3を負担。都道府県、指定都市の場合は2/3を負担。)
- 補助対象経費：公立の中学校等に配置する部活動指導員に対する報酬等、交通費、出張旅費



多彩な人材の参画による学校の教育力向上～補習等のための指導員等派遣事業～

平成30年度予算額(案)：48億円 対前年度+2億円

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置に要する費用の1/3以内を補助

学力向上を目的とした学校教育活動支援

平成30年度予算額(案)：31億円<7,700人>

児童生徒一人一人にあたったきめ細かな対応を実現するため、教員に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

〔当該分野に知見のある人材〕(退職教職員や教員志望の大学生など)

児童生徒の学習サポート

- ・補習や発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組



学校生活適応への支援

- ・不登校・中途退学への対応
- ・いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援
- ・就職支援



その他(教員の指導力向上等)

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

(実施主体)都道府県・指定都市 (補助割合)国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

平成30年度予算額(案)：12億円<3,000人>

教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るために、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。

〔地域の人材〕(卒業生の保護者など)

※教員の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。(実施主体)都道府県・指定都市 (補助割合)国1/3、都道府県・指定都市2/3

中学校における部活動指導員の配置

平成30年度予算額(案)：5億円<4,500人>

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象※1に部活動指導員※2の配置を支援。

〔指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材〕

※1「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」を遵守するともに、教員の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して、支援を行う。

※2 学校教育法施行規則第78条の2に該当する者

(実施主体)学校設置者(主に市町村)

(補助割合)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3(指定都市:国1/3、指定都市2/3)

「チーム学校」の理念を踏まえ、教員と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と「働き方改革」を実現

以下、文部科学省の2018年度の予算案から検討してみます。

【これからの計算のための2017年度の公立小中学校数として】

公立小学校 1万9794校 うち分校166校 本校のみ19628校

公立中学校 9479校 うち分校78校 本校のみ 9401校

このレポートでは財政計画を検討するにあたり基本的な学校数を小中校

共に本校のみで試算しています。

■ 「スクールカウンセラーの配置拡充」とは

文部科学省によると「児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者〔臨床心理士等〕」をスクールカウンセラーとして以下の業務をさせるとしています。

- ・スクールカウンセラー配置の増(26,000→26,700校)
- ・公立中学校に対するスクールカウンセラーの通常配置(6,200校)に加え、小中連携型配置 の拡充(3,200→3,600校)による公立小中学校の相談体制の連携促進。更に、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制(200校)を実施
- ・公立小学校の通常配置(9,500校)に加え、小中連携型配置の拡充(6,400校→7,200校)による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000校)
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(250箇所)
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

平成30年度予算案は、45億6900万円で、

スクールカウンセラーセラー配置校数2万6700校

●そこで検討してみると、国の予算額は1校当たり 年額17万1123万円

国補助額 1/3 = 17万1123円

+ 自治体負担額はのこり 2/3 = 34万2246円

合計年額 51万3400万円

したがって

↓

スクールカウンセラー 1校当たり 年額予算 51万3400円

月額予算 4万2800円

●学校に配置する勤務時間数も、極めて少なく責任ある時間数とは言えません。

概算要求では 「通常配置 35週・3時間・1日」

「小中連携型配置 35週・4時間・1日」

1年間は52週ですから、残りの17週はどうするのでしょうか？？ 学校の長期休業中だからとしているのでしょうか？ それなら「いじめ・不登校対策」「貧困・虐待」「児童の心理に関する支援」も「休業中は休業で、何もしないでいい」ということでしょうか？？ またこの短い勤務時間のために、年額の予算は極めて少なくとも、時給にしたら立派なものになってしまいます？？？

困難な教育課題のための「高度に専門的な知識及び経験を有する者〔臨床心理士等〕」という専門職を確保するには、予算額が極めて少なすぎるだけでなく、計画自体がざさんであり、おかしいといえます。しかしこの計画ははじまっているのです。

■ 「スクールソーシャルワーカーの配置拡充」とは

文部科学省は「福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）」をスクールソーシャルワーカーとして次の取組をさせるとしています。

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増(5,047人→7,547人)
 - ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう配置を拡充 小中学校のための配置(5,000人→7,500人)、高等学校のための配置(47人)
 - ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000人)
 - ・スーパーバイザー(47人)の配置 ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援
- 平成30年度予算案 14億8400万円
スクールソーシャルワーカー配置数 7,547人

●一人当たりの予算額はいくらか？

国の補助金額は	一人あたり、年額19万6630円
国補助額 1/3	= 19万6630円
+ 自治体負担額はのこり 2/3	= 39万3260円
	合計年額 58万9900円
したがって	↓
スクールソーシャルワーカー 一人当たり年額は= 58万9900円	
月額は= 4万9160円	

予算が少なすぎます。しかも概算要求では、「小中学校のための配置を 48週・3時間・1日」としていることです。1年間は52週なのに「48週」で「1日3時間」としています。よくわかりませんが、こんなことで重要な教育活動ができるのでしょうか？？ 複数校かけもちとしてもだとしても年額も月額も低予算額です。

これを大まかな時給計算をしてみると

ワーカーの年間勤務時間は⇒ 48週×3時間×1日=144時間

1時間あたりの予算額は⇒ 一人年間予算58万9900円÷144時間=4100円
時給が4100円???

すでにはじまっている計画ですが、このような、一人当たりの年額・月額では、そして勤務時間の問題など・・・。複数校かけもちの人材派遣型としても、おかしなことがいっぱいであり計画自体がおかしいのです。

■ 派遣事業「学力向上を目的とした学校教育活動支援」とは

派遣事業として「当該分野に知見のある人材（退職教職員や教員志望の大学生など）によって、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応を実現するため、教員に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援」として学力向上を目的とした学校教育活動支援としています。

・実施主体：都道府県・指定都市 補助割合：国1／3、都道府県・指定都市2／3

- 《具体例》
- ・補習や発展的な学習への対応
 - ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
 - ・不登校・中途退学への対応
 - ・いじめへの対応
 - ・キャリア教育支援
 - ・就職支援
 - ・校長経験者による若手教員への授業指導
 - ・体験活動の実施への支援

2018年度予算案では、予算額が後退し国の補助額は30億7200万円、配置数7,700人です。

●一人当たりの予算額はいくらか？

国の補助金額は 一人あたり、わずか年額39万8961円

国補助額 1 / 3 = 39万8960円

+ 自治体負担額（都道府県・指定都市） 2 / 3 = 79万7920円

合計年額 119万6880円

したがって

↓

学校教育活動支援 一人当たり 年額は= 119万6880円

月額は= 9万9740円

●配置数はどうなるのか？

7700人の配置計画とは、全国の公立小中学校数でみると
公立小学校 1万9628校 + 公立中学校 9401校 = 2万9029校
したがって ↓

学校教育活動支援の割合とは 4校に1人配置できる程度

このような少ない予算額では「当該分野に知見のある」などという人材の確保はできないことは明らかです。また4校に1人という極めて少ない配置数自体もおかしい。宣伝している派遣事業ですが予算案額も昨年度よりも15億1400万円も後退しており今後の継続性も疑問となります。

■ 派遣事業「中学校における部活動指導員配置促進事業」とは

「指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材」を中学校における部活動指導員として新規に配置するとしています。

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会（「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を遵守するとともに、教員の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者）を対象に配置を支援する。

- ・実施主体：学校設置者（主に市町村）
- ・補助割合：国1／3,都道府県1／3,市町村1／3
(指定都市にあっては国1／3,指定都市2／3)
- ・予算案 5億400万円 配置数4,500人

●「部活動の負担の軽減」としてマスコミにも大きくアピールしている派遣事業ですが、実に中身のない内容です。

当初の概算要求では

「配置に係る経費の一部を補助することで、公立中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る」とし、さらには「スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象」として概算要求額は 15億円 配置人員7,100人 していましたが、予算案では大きく後退しました。



「2017年12月予算案は5億400万円 配置人材は4,500人」に

- 部活動指導員一人当たりの予算額は一非常に少なく人材確保も困難なことは明らかです。

国の補助金額は 一人あたり、わずか年間11万2000円

国補助額 $1/3 = 11\text{万}2000\text{円}$

$$+ \text{都道府県 } 1/3 \cdot \text{市町村 } 1/3 \text{ (指定都市は } 2/3) = \text{自治体負担額 } 22\text{万}4000\text{円}$$

合計年額 33万6000円

したがって

↓

部活動指導員一人当たり 年額は=33万6000円

月額は= 2万8000円

このように非常に少ない金額で部活動指導員として「専門的な知識・技能を有する」「顧問や生徒の指導・引率」「部活動の質的な向上」ができる人材、やってくれる人材など確保はできるわけがありません。

- 部活動指導員配置数も、非常に少ない配置数です。

文部科学省は、2018年度の配置数「全国で4500人」

今後「1校当たり3人程度を4年計画で計画的配置」としています。

しかし、全国の公立中学校数は、分校の80校を除いても 現在9401校です。また、文部科学省の方針である「スポーツだけでなく、文化、科学などに関する部活動についても対象」との触れ込みですが、中学校の部活動は20以上もあります。

したがって、

部活動指導員配置数

2018年度は=2校に1人配置できるかどうか

4年計画の1校当たり3人程度では=7部活動に1人配置

新規事業として大きな宣伝効果があるだけで実態が全くともなっていません。

■ 派遣事業「スクール・サポート・スタッフ」とは

「地域の人材（卒業生の保護者など）」をスクール・サポート・スタッフとして次の新規事業をさせるとしています。

教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。

- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・補助割合：国1／3、都道府県・指定都市2／3
教員の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し補助を行う。
- 予算案は12億円 配置数は3000人

●一人当たりの予算額はいくらか？

国の補助金額は 一人あたり、わずか年額40万円

$$\begin{array}{rcl}
 \text{国補助額 } 1/3 & & = 40 \text{ 万円} \\
 + \text{自治体負担額（都道府県・指定都市） } 2/3 & = 80 \text{ 万円} \\
 \hline
 \text{合計年額 } & 120 \text{ 万円}
 \end{array}$$

**スクール・サポート・スタッフ一人当たり 年額は=120万円
月額は= 10万円**

●宣伝されていてもスクール・サポート・スタッフ配置数は極めて少なく、配置数3000人とは、全国の公立小中学校数2万9029校でみると

スクール・サポート・スタッフの配置とは 10校に1人程度

したがって、「教員の負担軽減」のアピールは出来ても財政的な実際の内容がともなっていません。また、人材として「卒業生の保護者など」ということでは「誰でもいい」ということとなり、子どもをまかせる学校教育の人材としては不安です。

■ その他 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」とは

「学校や通学路における子どもの安全を確保することが必要」として学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備して、地域全体で、子どもの安全を見守る体制を整備するとしています。

- ・スクールガード・リーダーの巡回等の強化見守り活動を行う
育成講習会を開催。（1地域3回→ 5回開催）
スクールガード・リーダーの委嘱 連絡協議会等を開催する。（1539箇所）
- ・スクールガードの養成・支援
各地域の子供の見守り活動の支援 各地域の子供の見守り活動などの、防犯活動に対する支援の実施。（1539箇所） 養成講習会を開催。（1地域3回→ 5回開催）

実施主体：都道府県・指定都市・中核市、負担率：都道府県、市町村各 1/3

予算案 1億600万円

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(学校を核とした地域力強化プランにおいて実施・国庫補助率1/3 ※指定都市・中核市の直接実施の場合負担率各2/3) 平成29年度予算額 86百万円
(実施主体:都道府県・指定都市・中核市、負担率:都道府県、市町村各1/3) 平成30年度予算額(案) 106百万円

- 学校や通学路における子供の安全を確保することが必要
- 学校現場はオーバーフロー状態、教職員だけでは安全確保が困難

- 地域全体で取り組む体制が必要
- 家庭と地域の関係機関・団体との連携強化
- 地域のボランティアを養成・確保して活用

スクールガード・リーダーの巡回等の強化

スクールガード・リーダー

育成講習会の充実【拡充】
スクールガード・リーダーとしての資質を備えた人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいた教職員OB等を対象に育成講習会を開催。(1地域 3回 → 5回開催)

スクールガード・リーダーの委嘱

警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校を定期的に巡回し、見守り活動のポイントや改善すべき点等の指導と評価や、スクールガードに対する指導等を行う。また、学校等の巡回指導を円滑にするため、スクールガード・リーダーの連絡協議会等を開催する。(1539箇所)

見守り活動を行うスクールガードの養成・支援

各地域の子供の見守り活動の支援

各地域の通学路や学校で実施されている子供の見守り活動などの、防犯活動に対する支援の実施。(1539箇所)

【活動例】

- ・登下校時におけるパトロール・防犯訓練の実施
- ・通学安全マップ作製・防犯ブザーを児童へ貸与
- ・ICTを活用し、関係者間で情報を効果的に共有できる取組の実施

スクールガード

養成講習会の充実【拡充】
通学路等で子供たちを見守るスクールガード(学校安全ボランティア)を養成するために、最新の安全に関する情報・意識啓発による質の向上などを学ぶことができる養成講習会を開催。(1地域 3回 → 5回開催)

スクールガード・リーダー

- ・見守り活動のポイントや改善すべき点等の指導・評価
- ・各学校を定期的に巡回



見守り活動のポイントを指導

スクールガード

- ・学校、家庭、地域が連携
- ・学校内外における見守り活動



学校安全ボランティア等を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備して、
地域全体で、子供の安全を見守る体制を整備

●内容がよくわかりませんが、

- ・スクールガード・リーダーとスクールガードのそれぞれの地域 1539か所としているので、

ガードリーダー1539箇所 + ガード 1539箇所 = 3078箇所

国の予算案額 1億600万円 ÷ 3078箇所 = 箇所 3万4438円

1箇所当たりの予算案額は

国補助額 1/3

= 3万4438円

+ 自治体負担額 (都道府県・市町村) 2/3 = 6万8876円

合計年額 10万3314円

スクールガード・リーダーとスクールガード 1地域あたり

年間 10万3314円

月 8610円

この少ない予算で、育成講習会を各地域でそれぞれ 2×5 回＝10回開催する計画です。が、費用の半額を講習会にあてても1講習会開催予算は5000円程度です。

これではテキスト・プリント代にもなりません。もちろん、「講師も含めて総てが地域のボランティアだから可能になります」とするのでしょうか。

しかし、**地域のマンパワーは疲弊しつづけています。**「資質を備えた継続的なボランティア」となってくれるような人ははたしているのでしょうか？ 市町村の行政側が頼りとしている地域の自治会はどうでしょうか？ 「自治会の役員のなり手がなくて困っている・・・」との話はどこにでもあります。自治会の加入率さえも減少傾向です。

甲府市の総世帯における自治会加入率の場合をみると20年間で次のような傾向が進んでいます。

甲府市の自治会加入世帯の割合

1997年度 91.3%

2001年度 87.6%

2005年度 85.1%

2009年度 81.1%

2013年度 74.2%

2017年度 72.0%

(甲府市自治会連合会調べ)

この後退傾向となる背景には、高齢者の単身世帯が増える一方で、介護施設入所などが増えていること、それにやはり忙しくゆとりの無い若い世帯が「自治会のわづらわしさ」をいやがり加入しない傾向が強くなっているからです。そもそも見守りが必要な子どもが下校する時間帯（午後2時～4時頃）で、勤務時間で働いている人がボランティアになってくれるはずがありません。

頼りは退職高齢者ですが、その高齢者は年金額も下げられ年金支給開始年齢も70歳がめざされるなどで、働き続ける高齢者が多くなり60歳代で自由な時間が持てる地域の人はすくなくなっています。全国でもこの傾向は強まるばかりでしょう。

こどもの地域の安全体制整備推進の**1539箇所**という計画数も少なすぎます。

全国の小学校数は、公立では2万302校あり国立と私立小学校を入れると2万601校あります。つまり公立小学校だけでも2万302の地域があります。育成講習などを毎年異なる地域に移動して実施しても全国をめぐるには13年間以上かかることがあります。

したがって、国のボランティアを使った「地域ぐるみの学校安全体制整備」などは「立派な国のかどものための政策」という宣伝効果はあっても、実態がまったくともなっていないのです。

外部スタッフでも負担となる自治体財政の今後とは

当事者とされる自治体の財政支出はどうなるのでしょうか？特に市町村の財政にとっては意外と大きな影響額となって広がっていくことになります。

① スクールカウンセラー配置にともなう自治体における財政支出

国の予算額は 1 / 3 の = 45 億 6900 万円
残り 2 / 3 は自治体の負担とされているので = 91 億 3800 万円

スクールカウンセラーの自治体財政支出

1/3ずつの負担として	市町村財政支出 45億6900万円
	都道府県財政支出 45億6900万円

② スクールソーシャルワーカー配置にともなう自治体における財政支出

配置に伴う国の30年度予算案 1 / 3 は = 14 億 8400 万円
残り 2 / 3 は自治体負担とされているので = 29 億 6800 万円

スクールソーシャルワーカーの自治体財政支出

1/3ずつの負担でとして	市町村財政支出 14億8400万円
	都道府県財政支出 14億8400万円

③ 部活動指導員配置にともなう自治体における財政支出

しかし、このすくない指導員数でも市町村・都道府県の自治体の財政負担は大きいものになります。配置に伴う国の予算案 1 / 3 は 5 億 400 万円
残り 2 / 3 は自治体の負担とされているので 10 億 800 万円

部活動指導員の自治体財政支出	市町村財政支出 5億400万円
	都道府県財政支出 5億400万円

今後 4 年計画で、増員するとなると

全国公立中学校数は現在 9401 校 × 指導員 3 人 = 2 万 8203 人
2 万 8203 人 × 自治体支出金 22 万 4000 円 = 63 億 1747 万円

部活動指導員を今後4年計画で増配すると

自治体財政支出 市町村財政支出 31億5874万円

都道府県財政支出 31億5874万円

④ 学校教育活動支援における自治体における財政支出は

7700人×自治体支出金79万7922円=61億4400万円

学校教育活動支援の自治体財政支出

指定都市財政支出30億7200万円

都道府県財政支出30億7200万円

⑤ スクール・サポート・スタッフにともなう自治体の財政支出

3000人×自治体支出金80万円=24億円

スクール・サポート・スタッフ自治体財政支出 指定都市財政支出12億円

都道府県財政支出12億円

自治体は、これらの「専門スタッフ・外部人材拡充」で重い負担が

2018年度のみの自治体における、およその財政負担は

スクールカウンセラー配置 91億3800万円

スクールソーシャルワーカー配置 29億6800万円

部活動指導員配置 10億800万円

学校教育活動支援 61億4400万円

スクール・サポート・スタッフ 24億0000万円

合計 216億5800万円

これを、政令市を除いた市町村の負担は118億円をこえると思われます。しかし、自治体の実際の負担はこの金額にとどまりません。まともに人材を確保するには自治体としてこの何倍もの大きな追加支出が必要となります。

それは、国の予算額が極めて少ない一方で、宣伝だけはマスコミを通じて社会的に広がっているだけに、「いいことだから」と先がけて希望する自治体や自治体議員が少なくないと思われるからです。国は、希望する自治体を求める「手上げ方式」で「モデル校型」「モデル自治体」への補助金として始めていきます。

もちろんこの国の補助金と全体の計画予算額などでは人材は確保できません。したがって自治体は人材確保にむけて社会的に見合う大きな追加負担が強いられることに必

ずなります。そして外部人材やスタッフの名称は同じでも業務の内容は追加負担額の違いによって自治体ごとにバラバラになっていきます。しかも、現場で様々な問題が発生しても、自ら希望して先行実施した自治体としては、「先進自治体としての実績」を誇るしかありません。そして国は外部人材派遣のその成果を大きく社会的にアピールし、全国の市町村と学校にバラバラと広げていくでしょう。

このことは、全国のまた都道府県内のさらには市町村内の学校間格差が、様々に強まり歪められ、教育の均等性が財政上からも失われることも考えられます。

しかも、今までの経過からしてこの国の補助金制度は、今後とも継続していくとは限りません。一定の広がりを見せたなら、3年～6年間の短期間で「ハシゴを外す」ことの可能性もあるのです。

外部・専門スタッフの活用では学校教職員の負担がさらに強まる

自治体でどのように財政的な努力をしても結局のところ、条件的に人材が確保しづらく、特にしっかりした経験ある専門的な人材は極めて集まりにくいのが普通です。しかも、宣伝されているイメージとは異なり学校の教職員の多忙化解消にはなりません。むしろ逆になります・・・。

例えば、確保しづらい専門スタッフ・外部人材を学校に派遣してもらうための要請と手配の努力、受け入れの準備をすること、現状を把握して派遣時の対応をすること、受けた報告や意見などを学校側として受け止め、その後の具体的対応をすること・・・これらは業務はすべて学校内の担当教職員の責任とされます。さらには、「学校休業中は休み」となる「35週・3時間・1日」とか「48週・3時間・1日」などの外部派遣では、どのように立派な学校外の人材であり、立派な専門的な意見をもらうとしても、日々の子どもの教育に責任がなければ「いいっぱし」「やりっぱなし」となってしまいます。

したがってその前後と派遣時の対応は、すべて学校内の教職員です。ですから学校教職員の長時間・過密労働はさらに強まりかねません。また形式的に時間的ゆとりが確保されたとしても学校内の教職員には絶えず「責任」だけは付いてまわります。

地域の人に様々に協力してもらうこともありがたいことです。しかし、学校教育の改善すべき多忙化の問題が、学校外部の人材派遣や地域のボランティアで何とかなるとは思われません。

そもそも、国はこの間、実質的に学校内の教職員数の削減を強いてきました。特に職員数の削減を自治体に強いてきたとことを忘れてはなりません。基本はあくまでも、少人数学級とともに学校内に勤務する正規の教職員数〔教員・事務職員・養護・技能職員・学校図書館司書〕を増やし、確保することでなければならないはずです。

子どものための学校教育は、外部ではなく学校の内部の教職員でなければならぬからです。

2. 「情報活用能力の育成を含む教育の情報化」

の財政問題とは

自治体・教職員にとって大きな負担となることは確実

ICTとは、「Information Communication Technology」の略語で、直訳すると「情報伝達技術」で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のことだそうです。

学校教育のICT化がいよいよ新学習指導要領とともに本格化しようとしています。文部科学省は、メーカーと一緒に「教職員の長時間勤務の改善に、子どもは楽しく・学力が向上する学校に・・・」のイメージを宣伝し広げています。

どうもこのイメージは信用できません。義務教育の学校が高度に情報通信システム化することは、学校教育が大きな市場となり高利潤となるメーカーと株配当金生活者にとっては大喜びでしょう。しかし学校教育にとって望ましいことと言えるでしょうか？子どもにとって、教職員にとって、また民主教育にとって、安全衛生にとって、成長段階の子どもの眼などの健康に弊害をまねきかねません。

※このことについては「レポートNO.2」で検討していきます

ここでは予算・財政問題から、自治体にとって極めて大きな負担となり学校教育予算を圧迫することを検討していきます。

新学習指導要領に向けて2018年度の「**情報活用能力の育成を含む教育の情報化の推進**」予算案では、次のような計画でいよいよ本格的にはじまることが理解できます。

概要 新学習指導要領における「情報活用能力」の育成、特に小学校プログラミング教育の円滑な実施や情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。また、児童生徒の学びの維持・充実を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業など、教育の情報化を推進する。

次世代の教育情報化推進事業 1億800万円

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けた教科横断的で体系的なカリキュラム・マネジメントや、ICTの効果的な活用の事例の創出・普及を目指す。また、必修となった小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け、指導事例の創出・普及や教員研修用教材の開発等を実施する。さらに、新学習指導要領に対応した 高等学校情報科担当教員の研修用教材の開発を行う。

情報モラル教育推進事業 2000万円

携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等が生じている中で、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となって

いることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。

遠隔教育システム導入実証研究事業 5200万円(新規)

多様性ある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るために、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。

次世代学校支援モデル構築事業 1億1900万円

総務省との連携の下、校務の情報を学習記録データ（学習履歴や学習成果物等の授業・学習の記録）等と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上や、学級・学校運営の改善等に資することを目指し、学校におけるデータの活用の在り方、学習記録のデータ化の方法、システム要件（情報セキュリティ対策を含む）等についての実証研究を行う。

デジタル教科書の制度化に関する検討 1400万円

新学習指導要領の実施を見据えデジタル教科書の導入に向けて、各教科ごとの学習者用デジタル教材の活用例等についての調査研究等を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用の在り方等についてのガイドラインの策定を行う。

次の資料は、文部科学省概算要求の「遠隔授業システム」の資料です。

(2) 小規模校における遠隔授業システムの導入支援

要求額:209百万円

7

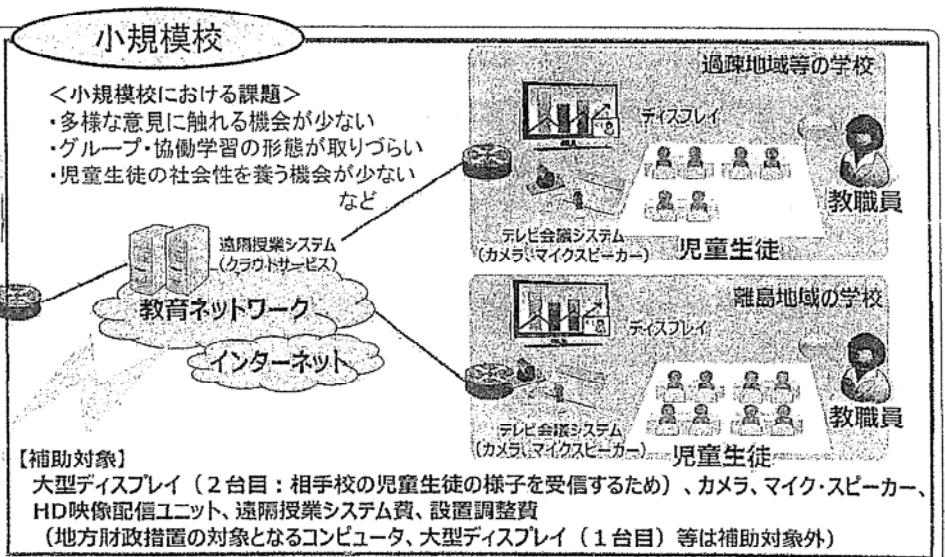
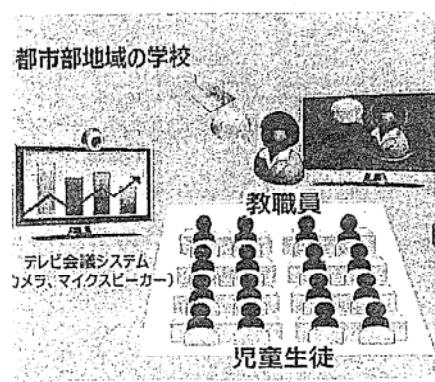
事業目的・内容

ICTを活用した遠隔教育は、多様性のある学習や興味関心を喚起する学習等、普段の教室ではできない質の高い学習の実現に寄与することから、遠隔授業システムの導入を推進し、児童生徒の学びの質の向上につなげる。

- ①多様性ある学習環境の実現 → 小規模校間を結んだ遠隔合同授業等
- ②興味関心を喚起する学習環境の実現 → 外国の学校等との合同授業等
- ③専門性の高い講師による講義の受講 → ALTを活用した外国語指導等

とりわけ効果の高い小規模校において、遠隔授業システムの導入を支援

実施イメージ



【事業主体】
市町村（5人以下の学級を有する小学校及び中学校での実施を想定）
【補助率】 1/2

小中、離島以外も遠隔授業

英語やプログラミング 新年度実証実験

文部科学省は2018年度から、インターネットを使って複数のクラスが一つの授業を同時に継で受けける「遠隔教育」について、小中学校で実証実験を行う。事業費として、小年度当初予算案に5200万円を計上した。18年離島などを除くと、小中学校への遠隔教育の導入は初めてとなる。

実験は全国6地域で予定しており、英語やプログラミングなど専門性の高い授業を見込んでいる。一方的に教える授業は義務教育にははじめないとして、中継を受けられるクラスからの質問も受け付けるほか、サポートする教員もクラスに置く。

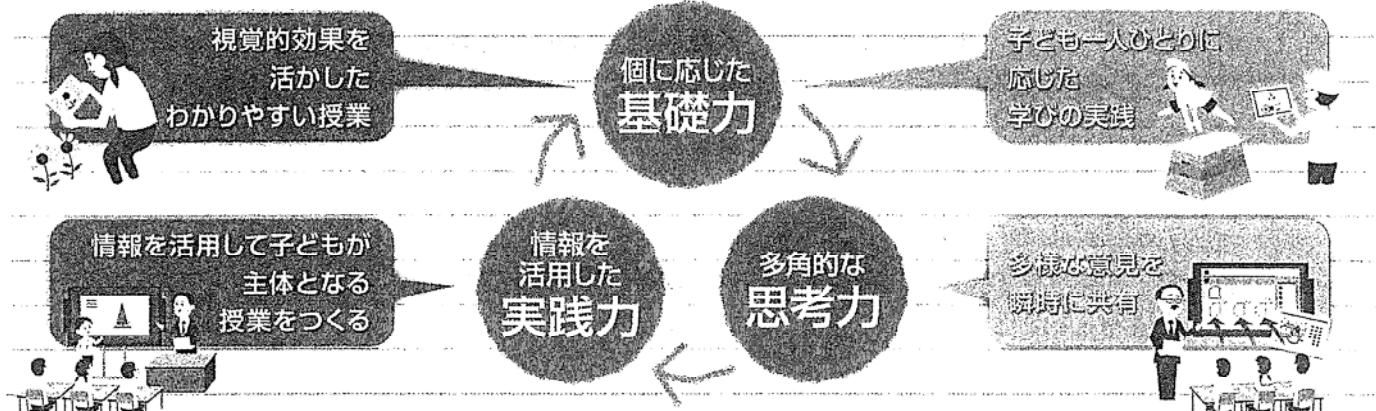
文科省は対面授業を重視しており、モニター越しの遠隔教育は「子どもの人格形成などにつながりにくい」として否定的だった。そのため、生徒数減少で授業が成り立ちにくい離島の学校などに限って導入してきた。

一方、専門性の高い授業を行える教員が少ない地域では、教育のレベルをどう保つかが課題となっていた。政府が17年6月に決めた規制改革実施計画では、「遠隔教育は教育の質の向上の観点から本格的推進についての施策方針のとりまとめを行う」と明記された。高校では15年4月から、卒業に必要な74単位のうち、最大36単位まで遠隔教育が認められている。

富士通のスクールタブレットのパンフレットより

ICTでできること

基礎力・思考力・実践力をつけることにより、求められる人材像を目指すことには変わりありません。富士通はICTが得意とする可視化や共有、学習の記録・蓄積を活かし、「どのように学ぶか」を授業のシーン毎にサポートできることを考えました。



情報活用能力の育成

21世紀に生きる子どもたちは、ICTを使うスキルに加え、複数の情報から目的に応じた特定の情報を見つけ、関連づけや情報整理をし根拠とした上で、意見を表現する情報活用能力が求められます。また、IoTにより膨大なデータが蓄積されてくるこれからの社会においては、統計・解析も含めた情報の科学的理解が求められます。日常から道具としてICTを活用することで、これから社会に必要な知識・技能の習得が期待できます。

I C T化で大変な負担が自治体に予定されています

学校 I C T 化で文部科学省も、マスコミも、もちろんメーカーも「明るく楽しくわかりやすい学校」のイメージをひろげていきます。しかし、様々に発生するリスクやデメリットについてはまったく議論されていません。これからの予算・財政問題についてもまったく注意が払われていません。

学校 I C T 環境整備で、これから大変な支出が自治体に予定されています。甲府市教育委員会から「見積もり」を取ってもらいましたが、その費用は信じられないほどの多額の費用がかかるとされています。もちろんこれは、見積もり段階ですから交渉によって下げさせともできるはずですが、それにしても大きな費用です。

以下は甲府市の場合を試算のモデルとしています。2017 年度

甲府市の人団 19 万 118 人

公立小学校 27 校・うち分校 2 校 児童数 8369 教員数 533 職員数 58

公立中学校 13 校・うち分校 2 校 生徒数 4208 教員数 318 職員数 15

2016 年度決算額 教育費総額 67 億円 うち小中学校費 37 億円

■ 「遠隔教育システムを導入」の見積もりでは

●試験的に 2 校で 1 クラスのみで「遠隔教育システムを導入」すると

・システム初期費用は	186万2600円
・保守年間サポートなどは	34万5600円 [2校×12カ月]
8%税込みで合計すると	238万4854円

●当面、小中学校 36 校で 1 クラスだけ「遠隔教育システムを導入」するとなると

・システム初期費用は	3694万円
・保守年間サポートなどは	622万円 [36校×12カ月]
8%税込みで合計すると	4661万円

●「遠隔教育システムを導入」日常的に使用している小中学校 936 教室に導入すると

今後すべてのクラス〔普通教室・特別教室〕に長期計画的に導入するとなると、甲府市の場合をみてもとうてい実現不可能なことを強いられることになります。甲府市の場合では普通教室と特別教室は合計 936 教室です。

公立小中学校 使用している普通教室 529 教室
特別教室 407 教室

(理科・生活・音楽・図画工作〔美術〕・家庭・技術・図書室・コンピュータのみ)

合計936教室

システム初期費用は	8億5152万円
十 保守年間サポートなどは	1億6174万円
8%税込みで合計すると	10億9432万円

■ 「タブレットパソコン機器を導入」の見積もりでは

●「タブレットパソコン機器を導入」するとした場合

- ・タブレット型パソコン 教師用1台 9万8000円
児童用1台 9万8000円

業者によっては1台15万円(dynabook TS80) もの見積もりを出しています。これらは「暴利?」ともいえる大変な金額です。

●もしタブレットパソコンのみで1人1台に向けての計画がなされるのなら

甲府市の場合

小学生児童数 8369人・教員数533人

中学生生徒数 4208人・教員数318人

小中学校児童生徒数 1万2577台×9万8000円=12億3254万円

小中学校教員数 851台×9万8000円= 8340万円

大きな金額ですが、実はタブレットパソコンの単体の費用ではすまないのです。

↓

●当面、小学校25校で児童用「タブレットパソコン機器を1000台導入」するとした場合

タブレットパソコンに付随する附属機器・備品の費用と導入するための校内のサーバ機や周辺機器を入れるならもっと大きな費用となります。

例えば、教師用25台・児童用を各校に25校×40台分で1000台とすると

・教師用タブレット型パソコンとその他附属機器・備品= 453万円

・児童用タブレット型パソコンその他附属機器・備品 = 1億4640万円

・サーバ機 25台 = 979万円

・周辺機器 必要設備 25校分 = 5394万円

合計 2億1465万円

●リースでおこなうタブレットパソコンのリースの年間経費では

実際の運用はリースで行います。リースの年間経費を見積もってもらいました。

小中学校各1校のみで、教師用38台・各校児童生徒用40台×38校=1520台で

タブレット、サーバ機、周辺機器、授業支援、サーバソフト、ソフトウエア、設置費などの総計で見積もるといふらか。

・5年〔60か月〕リース料2.0% 月リース料税込8% 1068万円

年間リース料税込 1億2814万円

5年間リース料税込 6億4068万円

・4年〔48か月〕リース料2.3% 月リース料税込8% 1228万円

年間リース料税込 1億4736万円

4年間リース料税込 5億8943万円

※これは業者の見積もり額をそのまま示しています。

●デジタル教科書の場合

すでに、各教科書会社のホームページはデジタル教科書の宣伝でいっぱいです。一部をとりだしてみると 消費税別で

「楽しく遊ぶ小学生の地図帳 帝国書院一式 5万円

「新しい算数 全学年セット 東京書籍一式 47万円

「国語デジタル教科書1年～6年 光村図書 43万2000円

インストールセットアップ費用 一式 10万円

これらの金額でも、小規模な自治体にとっては負担となります。もちろん義務教育は「義務教育教科書無償制度」ですからインストールセットアップ費用もまた生徒のデジタル教科書のためのパソコン代も国の費用とすべきですが、どうなるのでしょうか？

付随する様々な自治体の負担も大きいものになります

■学校への留守番電話整備の費用は？

「学校における働き方」で留守番電話対応が言われていますが、その対応でいくらかかるのでしょうか？

「教員の勤務時間外における保護者や外部からの問合せに対応するため、服務監督権者である教育委員会は、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法は確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制整備のための支援を講じること」。（『学校における働き方改革緊急提』言 2017年8月29日）

この留守番電話ためにはナンバーディスプレイ対応の電話機に取り換える必要があります。それに伴い学校内交換機も替える必要があるといいます。その費用はなんと1校につき200万円程度と言います。甲府市の教育委員会に聞いたところ次のような内容でした。

「利用料金は、アナログ月額1,200円、INS月額1,800円となり、各学校INS1回線分の費用が想定される。また、工事費として導入時に1,000円かかる。

新築校舎の学校を除いて校内交換機がナンバーディスプレイに対応していない学校がある。単独の回線を追加してナンバーディスプレイにするということなら電話機だけあれば良いが、交換機に繋がっていないため内線も回せないということになる。液晶付きの電話5台（1台10万くらい）程度の入れ替えを含め、200万円程度になる」とのこと。

甲府市の場合では、公立小中学校の36校のうち、6校のみが対応できるが、残りの30校は入れ替える必要があるとのことでした。そうなると必要な費用は意外と大きく

甲府市の留守番電話対応 小中学校30校×200万円=6000万円

■ 統合型校務システム導入費用が「都道府県単位化」の負担は？

教員の働き方改革として統合型校務支援システム導入が進められています。すでに学校のこのシステムの整備率は2017年3月段階ですでに48.5%だといいます〔文部科学省『平成28年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果』〕。

次は、文部科学省の平成29年度にむけた説明資料です。

「統合型校務支援システムの導入促進」の必要性

1

- 教員の働き方改革にあたり、ICTの活用による業務改善に期待。
- 「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことであり、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が不可欠。

（参考：市区町村の導入率は28.8%、町村では17.4%のみが導入）

◇ ICT化による業務改善イメージ



他の作業工程と重複する部分など、ICTを活用した校務支援システムの導入等で効率化・作業ミスの防止が可能

※平成29年度は、システムの対象となる校務の範囲の明確化や、共同調達・運用の先行事例（北海道等）の調査を踏まえたガイドライン作成等に取り組む予定。

文部科学省は、2018年度予算案では「都道府県単位での『統合型校務支援システム』の共同調達・運用の促進に係る実証事業」として予算案では3億1100万円です。国は、これからこの「**都道府県単位**」を進めるのでしょう。そうとなると、すでにシステムが整備されている市町村であっても、新たな都道府県単位のシステムの導入費用が必要となるとのことです。甲府市でもシステムは整備されていますが、都道府県型の新たな今後のシステム費用は補助金額を抜きにした想定では

甲府市の中学校で 2億8716万円と大きな費用となっています。

なぜ？さらに余分な費用がかかる都道府県単位のシステムを国は求めるのでしょうか？つぎの概算要求の資料を見てください。国は「業務の効率化で教員の勤務時間の削減ができる」と宣伝しています。しかし「情報の漏えい」の心配はないのでしょうか？

しかもどうして！成績情報、出欠情報、通知表情報、指導要録情報、健康診断情報、保健室管理等々を学校単位だけでなく市町村単位も超えて都道府県単位で管理し調整する必要があるのでしょうか？「異動してもすぐ使える」ということだけでしょうか？

(参考1) 教員の働き方改革に資する統合型校務支援システムの導入促進

要求額:607百万円

【現状・課題】

- 「統合型校務支援システム」は、教員の勤務時間を削減する効果がある
※大阪市では年間224時間以上(クラス担任の場合)、北海道で年間約117時間の勤務時間減効果を実現。
- 一方で、調達及び運用コストの課題から、特に小規模自治体においては「統合型校務支援システム」の導入が困難な場合があり、普及がなかなか進んでいない現状(市区町村の導入率は28.8%、町村では17.4%のみが導入)

【施策の目的・方向性】

- 統合型校務支援システムの導入促進により、教員の業務負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する。
- これに当たり、「統合型校務支援システム」の都道府県単位での共同調達・運用を促進することにより調達コスト及び運用コストを抑制し、小規模自治体も含め校務の情報化を促進する。

＜統合型校務支援システムの共同利用のメリット＞
・教職員が市区町村をまたいだ異動時も同一のシステムを利用できる。
・市区町村における導入までの事務負担や検討期間の軽減が見込まれる。

【事業内容】

都道府県単位での統合型校務支援システムの共同利用を促進するため、①同システムの共同調達に係る初期導入経費、②自治体間の調整経費を支援。

(1)事業主体

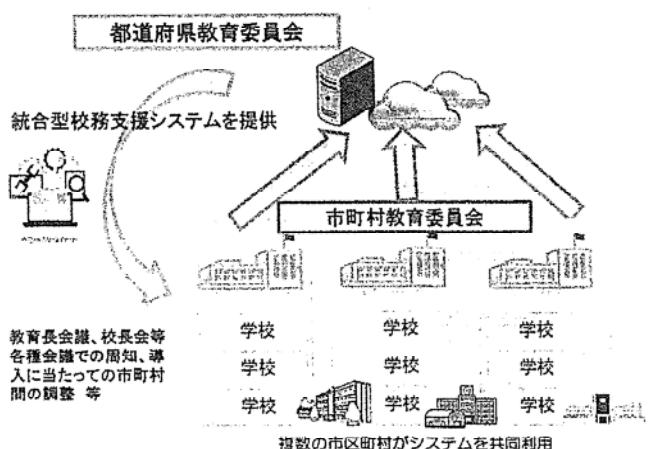
都道府県

(2)補助対象

- ①初期導入費
 - ・サーバー構築経費
- ②共同利用調整経費
 - ・システムの共同化検討経費
(システム設計、システム構築、システム検証 等)
 - ・市区町村間の調整費(旅費、会議費)

(3)補助率

1/2



予想できることは、**国による管理統制と競争**です。このことから都道府県間の競争、市町村間の競争を組織管理したいと思われます。それには学校間と教職員間の競争と、さらには「個人」としての教職員も、子どもも何十年間も追跡可能なデータベースとされ管理統制されていくと思われます。※このことはレポートNO2で検討していきます。

■ ICT化でこれからの学校の電気代はいくらかかるのか？

学校のICT化によって学校で使用する電気量が大きくなります。東京電力の基本料金は、契約電力1kWあたり566.44円で契約しています。甲府市の公立小中学校でタブレットと電子黒板だけの大よその試算では、大きな金額ではありません。しかし学校の需要費の「ムリな節約傾向」がある中ではどう扱われるのでしょうか？

- ・タブレット1台当たり消費電力は10W 13000台で年間88万4000円（タブレットは夜間に充電するなどで電気代の節約は出来ると思われます）
- ・電子黒板1台当たり180W 小学校は大型テレビに替えるとして中学校のみ281クラス（特別教室も含んで）年間34万4000円

年間電気料金 合計123万円の増 1校あたり平均3万4000円の増

■ パソコンなどの情報機器を壊したら修理代はどうなるのか？

今までの本の教科書や黒板と異なり情報機器は高額で壊れやすく、その修理代もかかります。以下は甲府市の公立小中学校の機器の修理件数と修理代です。小さな修理はリース契約で無償ですが、それ以外は費用がかかります。甲府市の公立小中学校の場合の修理代はこの間の5年間の平均で31万円ほどです。

甲府市公立小中学校機器修理対応件数

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
無償 (※1)	件数	1	4	5	1	3
	金額	-	-	-	-	-
有償 (※2)	件数	5	12	4	7	4
	金額	230,464	603,277	218,596	367,140	144,288

※1 ネットワーク保守業者の負担による修理 ※2 PC、サーバー、UPS、プリンター等の修理

甲府市の全体のパソコン教室と教師用パソコンを除くと教育用パソコン数は2000台です。「子ども1人1台」をはじめ高度なICT化の学校環境は、通常の修理代もこの10倍以上はかかると覚悟しなければなりません。また、思いがけない高額な修理代も強いられることがあるでしょう。そうなると当然、自治体は保険の加入をせざるを得なくなります。

■ ICT化・新学習指導要領のための教職員研修会はどうなるのか？

教員研修は都道府県が行うものですが、市町村教育委員会も行うこともできます。

2017年度では

- ・山梨県では 教育課程説明 25講座

県内各地の会場の借上げに要した費用 約22万円 参加2,408人

教科研修 130講座（延べ177日）費用は275万円 見込み6,800人

- ・甲府市でも 教育研修講座9回 31万5000円

情報モラル・支援システム研修13回 18万1440円

2018年度もこの規模の予定

この程度の費用と研修期間と回数でいいのでしょうか？ これで新学習指導要領の対応とICT活用指導力が個々の教員の身につくのか疑問です。しかし、文部科学省によると「教員のICT活用指導力」（『平成28年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果』）は、2016年度段階で、すでに70%～80%？？というのですから、本当でしょうか？？個々の教員の実態と関係のない高い数字？？で学校職場と教員を「煽（あお）つて」いるようです。

ICT活用指導力を大急ぎで身につけるためにも、さらに教職員の多忙化・長時間労働は進みます。様々な研修は、夏休みなどで開催されますから、ゆとりはさらになくなります。またICTの操作自体は、結局のところ「個人の責任」で習得しなればなりません。それが、苦手でスムーズにできなければストレスを強め、自己都合退職に向かうことになってしまいます。どうしても習得に遅れる50歳代の教員の定年前の退職傾向はさらに強まることになりますね。

もし相次ぐ自己都合退職の事態となるのなら、退職手当の支払いが都道府県の財政であっても補正予算を組むなどの当面の対応に追われることになるでしょう。

国の指導で、事態は慌ただしく進まされようとしています。「教育の情報化加速化プラン工程表」によると新学習指導要領の具体的実施時期が当面の目標とされ、それぞれの自治体と学校はICT化に向かうことが強いられます。

- ・小学校における新学習指導要領は、2020年度から全面実施となります。

- ・中学校における新学習指導要領は、2021年度から全面実施となります。

もちろん間に合わないでしょう。それでも教員のICT活用指導力も、この時期までに身につける？？ことが強いられると思われます。教職員・学校関係者をはじめ、社会的な充分な議論・検討も準備もない中で、この急激で乱暴な進まされ方でいいはずがありません。

3. 「消費税増税分を子育て・教育に」とは 国民をだます手法です

増税で学校教育や社会保障費はかえって苦しくなります

甲府市の教育費総額は67億円、小中学校費は計で37億円でしかないように！？

ところで最初に紹介しましたように、甲府市の2016年度決算額でみると教育費総額67億円、そのうち小中学校費が合計で37億円でしかありません。これからタブレットパソコンのリース料だけでも1億数千万円もかかるのに・・・。

したがって甲府市だけでなく、どの市町村の自治体にとっても学校のICT化とはいかに巨額費な費用=「身の丈に合わない」莫大な費用ということは誰にでもわかるはずです。この財政的力量からも急ぐことなどは非常に無理があることも全ての人にわかるはずです。しかし、その費用の財源を心配する人はあまりいません。

学校のICT化などの教育の財源を、地方消費税の増額交付に期待する？

国の方針である学校のICT化や外部スタッフの確保には実に膨大な費用がかかり続けます。学校のICT化は「家庭用の子どものパソコン」にも連動して、おそらく「兆単位」もの全国市場になると思われます。

学校関係のその膨大な財源はどこから出てくるのでしょうか？ まず市町村自治体が学校への費用を出します。では、国は自治体に対して財源をどう補償するのでしょうか？ 国はこれからも義務教育国庫負担の削減の方針です。それなら地方の共有財源である地方交付税でしょうか？ しかし、全体の地方交付税の財源にゆとりなどまったくありません。可能性があるのは消費税増税による**地方消費税交付の増額**とされるでしょう。

安倍政治もそのことをアピールしています。安倍政治は2019年（平成31年）10月1日から消費税を10%に増税するとしています。そして増税の抵抗感をなくすために「消費税増税分を教育財源に充てる」「3～5歳の幼児教育・保育の完全無償化や大学など高等教育の負担軽減」も掲げています。そこで当然、ほとんどの人が学校のICT化や外部スタッフの確保の費用も消費税増税をあてにできると思ってしまいます。

次の資料は、自民党の2017年衆議院選挙の重点公約を産経新聞が報道したものです。

衆院選2017 自民党の重点公約

自民党が2日発表した衆院選の公約では、経済の重点項目にアベノミクスや人づくり革命、生産性革命を挙げ、少子高齢化を克服し成長を目指す姿勢を改めて鮮明にした。教育財源には消費税を10%に引き上げて増収分を充てる考え方で、有権者に是非を問う。

《消費増税》 ■社会保障充実で影響和らげ

自民党は公約に、消費税増税分を幼児教育無償化などの財源に充てると明記した。・・・略・・・「社会保障の充実分を拡大し、消費増税の生活への影響を和らげる」。岸田文雄政調会長は2日の記者会見でこう述べ、消費増税の税収増分を教育財源とすることに理解を求めた。税収増は約5兆6千億円の見込みで、安倍晋三首相は使途を変えて約1兆7千億円を教育無償化などに回す方針。・・・略

《人づくり・生産性革命》 ■労働力不足補い収益力向上

教育無償化などの「人づくり革命」と「生産性革命」は、日本経済の「供給力」を抜本的に強化する政策だ。高付加価値を生み出す人材の輩出や企業の創出を促し、少子高齢化による労働力不足を補う。・・・略・・・高等教育も、安倍晋三首相が「貧しい家庭に育つても、意欲さえあれば進学できる社会に変革する」と意気込む。自民党は教育機会の不平等による格差拡大を防ぐと同時に、高い技能を持った人材の裾野を広げて成長力強化につなげる。

(2017年10月2日 産経新聞) ※アンダーラインはこちらのものです

これをそのまま「消費税も社会保障や子育て支援・教育に使われるのなら悪いことではない」「地方消費税による増額でICTの整備や新学習指導要領のために予算を使えるだろう」などと思っていたら騙されることになります。

実は、この消費税増税こそ自治体を苦しめ、特に子育て・医療・学校などの予算を圧迫するのです。そのことを考えてみます。

子育ての社会保障や教育を具体的に担う行政は自治体です

① 地方消費税増額分は地方交付税で減額される

社会保障の子育てや教育を具体的に担うのは自治体です。国がアピールするように消費税が10%に増税されると、その増税分が地方消費税交付金として自治体に増額交付されるのでしょうか。確かにそのことで収入部分が増額となったかに見えます。

しかし地方消費税は国の補助金とは異なります。地方消費税で交付された収入の増額部分は、地方交付税が交付される自治体では、その消費税増額分が、そのまま地方交付税の減額部分となるのです。これでは国の地方交付税の制度を悪用していることと同じこととなってしまうのです。

本来の地方交付税とは、自治体が一定の水準と自主性を確保するため制度

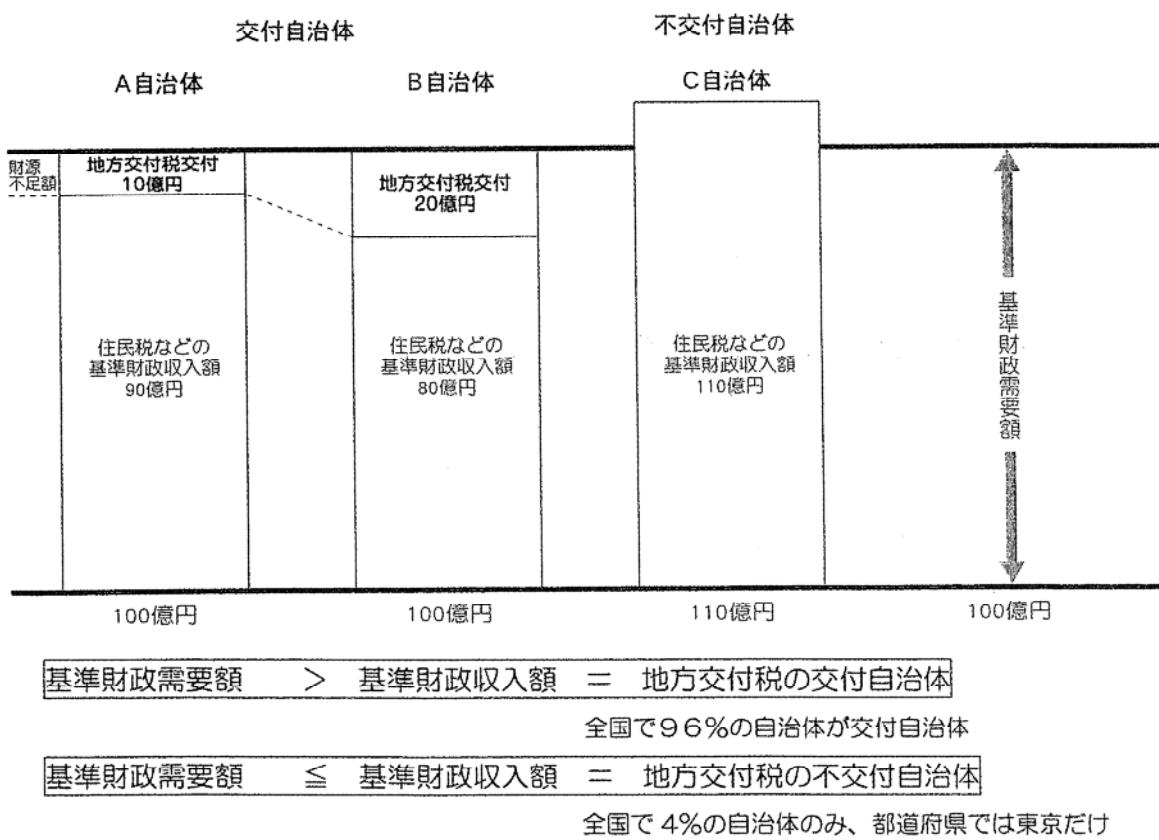
地方交付税とは、自治体に対する民主的な地方財源保障制度です。自治体間の財政の不均衡・格差を調整して、すべての自治体が一定の水準を維持することができるよう財源を保障するための制度です。

地方交付税法（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

国が自治体共有の財源を自治体に代わって徴収し、一定の均等性を確保する基準〔基準財政需要額〕により、この基準より低い標準的な税収入・財政力〔基準財政収入額〕の自治体に再分配する財源です。それは自治体の自主性と独立性を確立し強化するためのものです。したがって国庫支出金とは異なるものです。**①の図表**を参照

① 地方交付税は自治体の均衡性と 自主性のために不足額が交付される イメージ図

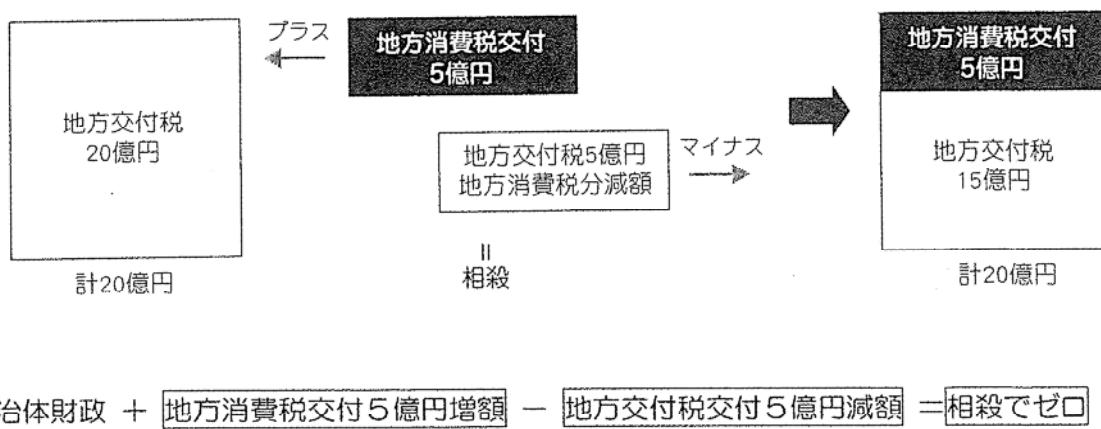


2017年的地方交付税の不交付自治体は全国でみると76自治体でわずか4%程度です。都道府県では東京都のみ。山梨県内の市町村では、山中湖村・昭和町・忍野村です。

普通の自治体は地方交付税を自治体の大きな収入財源としていますが、ところで地方消費税交付額が増額になれば、100%その分の収入額が地方交付税の減額となってしまうのです。国庫補助金と異なる地方消費税交付は、そのまま自治体の標準的な税収入・財政力〔基準財政収入額〕が増えたとされてしまうからです。

例えば、地方消費税5億円が自治体に交付されて収入となっても、地方交付税が交付されている自治体では、その5億円分が減額され、プラスとマイナスでゼロとなるのです。**図表の②**を参照

② 消費税増税でも自治体は地方交付税と相殺されるだけに



こうなると、地方交付税で相殺される交付自治体と地方消費税がそのまま収入となる不交付自治体との財政的な自治体間の格差が広がってしまうことにもなっていきます。

③ 自治体の自主的な財政権限を奪うのが地方消費税額

しかも、国はこの地方交付税の性格を様々に歪めています。法では地方交付税を交付するについては国が財源の使い方を条件づけてはいけないとしています。

地方交付税法 第3条

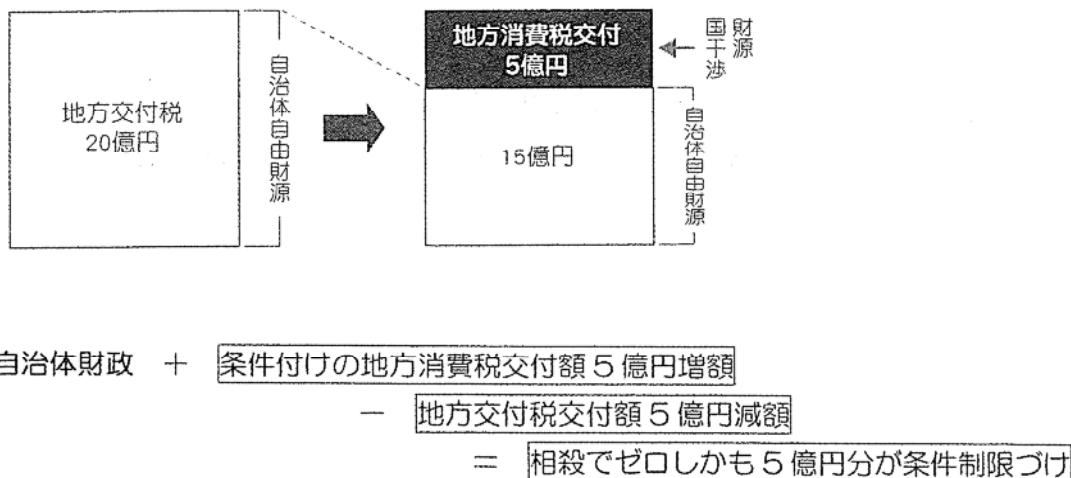
- 2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

しかし、これから増税による地方消費税の交付については国からの条件づけ・制限づけを行い、それで「社会保障の子育てや教育にあてる」?とされているのです。

これでは国が実質的に、消費税によって自治体の支出に条件と制限をつけ統制するも

のになっていきます。図表の③を参照

③ 名目がつけられた地方消費税が増やされると自治体の自由な財源が削減にも



そして国は、地方消費税交付で「より子育てや教育に努めている」という宣伝に使っているのです。

③ 自治体は消費者です！社会保障・教育で消費税増税の支出が増えます

もちろん「たとえ国から条件づけられても、他に使われないで社会保障・教育・子育て支援にむかう特定の財源が増えればいいのではないか？」という考えも浮かびます。だから安倍政治は、そのことを宣伝しアピールしているのです。

しかし、事実は違います。思い出してください消費税増税は、この間、確かに「社会保障経費を安定的に確保するため」「福祉目的税に」と宣伝されてきました。マスコミも「年金・医療・介護・少子化対策などのために避けられない」として消費税増税の断行を求めてきました。本来、社会保障の必要経費を大衆課税である消費税に求めること自体がおかしなことです。ごまかしの税制度の改悪でもあります。

消費税増税は社会保障充実に逆行しています。それまで社会保障費にあてていた他の税金分を消費税増税分と「入れ替え」たにすぎず、総額としては社会保障費に消費税増税分が増額されていません。むしろ、これから医療・介護・子育て・年金など制度改革と負担増が目白押しです。

それだけではありません。消費税は、企業ではなく消費者が最終的に支払う税金です。そして自治体も消費者です。自治体の場合は消費者でもあるため、消費税増税による負担増の影響が大きいのです。

自治体財政は、医療・保育など子育て・小中高の学校・保険衛生費・施設管理運営費・委託料などのすべての事業に消費税の負担増が強いられます。このことで自治体支出は

さらに大きくなるのです。

次の図表④は、甲府市の2016年度（平成28年度）決算からの数字です。消費者としての自治体は、特に医療・社会保障・教育の事業で多額の消費税を国に支払い続けていることがわかります。

④ しかも自治体は消費者でもあり、消費税で支出増に！

一 特に教育・子育て関係と社会保障関係が支出増に 一 甲府市の場合は 一

消費税率	5%	8%	10%
保育所	298万円	477万円	596万円
学校	7987万円	1億2779万円	1億5974万円
病院	1億7067万円	2億6708万円	3億4135万円
保健衛生	3581万円	5730万円	7162万円
建設改良費	1億7512万円	2億8019万円	3億5024万円
施設維持管理	6810万円	1億896万円	1億3620万円
支出額合計	5億3256万円	8億4609万円	10億6511万円

※ 消費税率5%と8%は実質額であり、10%は想定額。

甲府市財政課資料より作成

自治体においても使用料金に消費税分を市民に転嫁できる上下水道局などの地方公営企業会計では消費税による支出増の影響はほとんどありません。しかしそれで増収になるわけではありません。またその他の各種手数料などでは消費税分を市民に転嫁するだけです。

したがって国と異なり自治体では消費税増税による実質的な収入増とはならないのです。しかも自治体は消費者です。甲府市の資料でもわかるように、自治体行政の医療・教育・保育・保健衛生という基本的事業では、消費税を市民に転嫁できませんから自治体は多額の公費を消費税として国に支払うだけなのです。

甲府市の場合は消費税8%の今でも毎年、医療・教育・保育などで8億4600万円の支出が強いられ、それが10%消費税増税となると、これからは10億6511万円もの支出増が続くのです。

通常の自治体では消費税増税で財政的なゆとりは生まれないで負担増に

一般的の自治体における一般会計収支の影響は

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{地方消費税} & & \text{地方交付税} & & \text{消費税増税} & \\ \text{自治体財政} & + & \boxed{\text{交付収入増}} & - & \boxed{\text{減額交付}} & - & \boxed{\text{支出増}} = \boxed{\text{マイナス}} \end{array}$$

これだけの大きな自治体負担ですから地方交付税を交付されていない自治体であっても病院や保育・幼稚園・学校などが充実している自治体では消費税増税による負担増は、地方消費税の交付額を上回ることも考えられます。

したがって地方交付税の不交付自治体であっても消費税負担によって自治体財政がマイナスになることも考えられるのです。

結局、国のICT化や外部人材確保の学校教育の方針で、自治体に膨大な費用がかかるのならば、それは**地方債の発行**【自治体の長期借金】と**短期借入金**での対応となるはずです。そして学校現場では**人件費も含めた経費削減**がギリギリと強いられていくことにもなります。

●日本の消費税制度自体も極めてよくありません。国は「日本の消費税率はヨーロッパと比べて低い」と言います。しかしヨーロッパの消費税制度では、そもそも教育や医療は非課税、生活必需品も低税率です。だから、日本の消費税制度自体からも「消費税分を教育に」などの宣伝に騙されてはいけないです。

参考 ヨーロッパの消費税は、もともと教育・医療は非課税です！

浦野広明著『税が広げる格差と貧困』より引用

わが国の消費税率はヨーロッパの国々と比べて低いといわれますが、それは偽りです。食料品の税率は、イギリス0%（標準税率20%）、ドイツ7%（同19%）、フランス5.5%（同20%）です。日本の消費税は、8%に上げる前の5%の税率であっても、イギリスの国税収入に占める割合と比較しても遜色がありません。食料品などの生活必需品と高級品・贅沢品と同じ税率をかける国などないのです。

ヨーロッパでは、図表11のように、①非課税→土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉など、②ゼロ税率・低税率→食料品、水道水、新聞、雑誌・書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器など、となっています。日本の消費税は見せ掛けの緩和措置しかなく、すべての消費に消費税を均一に課していく、世界最高水準なっています。軽減税率は生活費に高税率を課す政策に他なりません。

図表11 品目別の消費税課税

	イギリス	ドイツ	フランス
標準税率	20%	19%	20%
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉など	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便など	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便など
低税率	0%（食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、住宅の建設、障がい者・視力障がい者用機器など） 5%（家庭用燃料および電力など）	7%（食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、宿泊施設の利用など）	2.1%（新聞、雑誌、医薬品等） 5.5%（書籍、食料品など） 10%（旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービスなど）

出所：江島一彦編著『日本の税制』【平成27年版】財経詳報社

4. そもそも国は義務教育予算を削減し続けてきました

今回もさらに自治体と保護者への負担増のねらいが

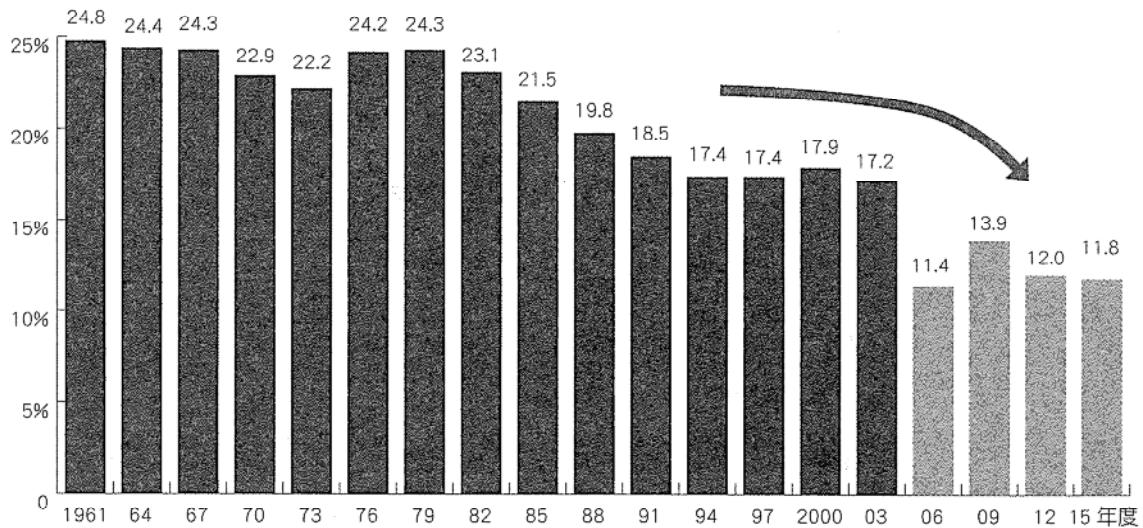
義務教育に対しての国庫負担の減額傾向を振り返りましょう

義務教育に国庫負担を削減したいという国の動きは、1980年代中期の**行政改革**を強引に進めた中曾根政権からの教育費支出の大幅削減から具体化していきます。つづいて、2001年から2006年の小泉政権による**「三位一体改革」**です。少人数学級などの義務教育の負担と責任を自治体に押し付け、教職員の定数の水準を崩し短時間の非正規化も可能にしました。

特にひどいのは**2006年から義務教育国庫負担比率を今までの1/2から1/3に引き下げた**ことです。以下は国の統計資料から作成しました。1985年以降の削減傾向の激しさがわかります。

国は学校教育費を削減してきている！

— 教育費総額における国庫補助金割合の低下傾向 —



文部科学省地方教育費調査「財源別地方教育費の推移（学校）」より作成

1985年には義務教育の国庫負担予算額が、2兆4340億円だったものが、2014年には1兆5343億円にも切り下げられています。2018年度の予算案は1兆

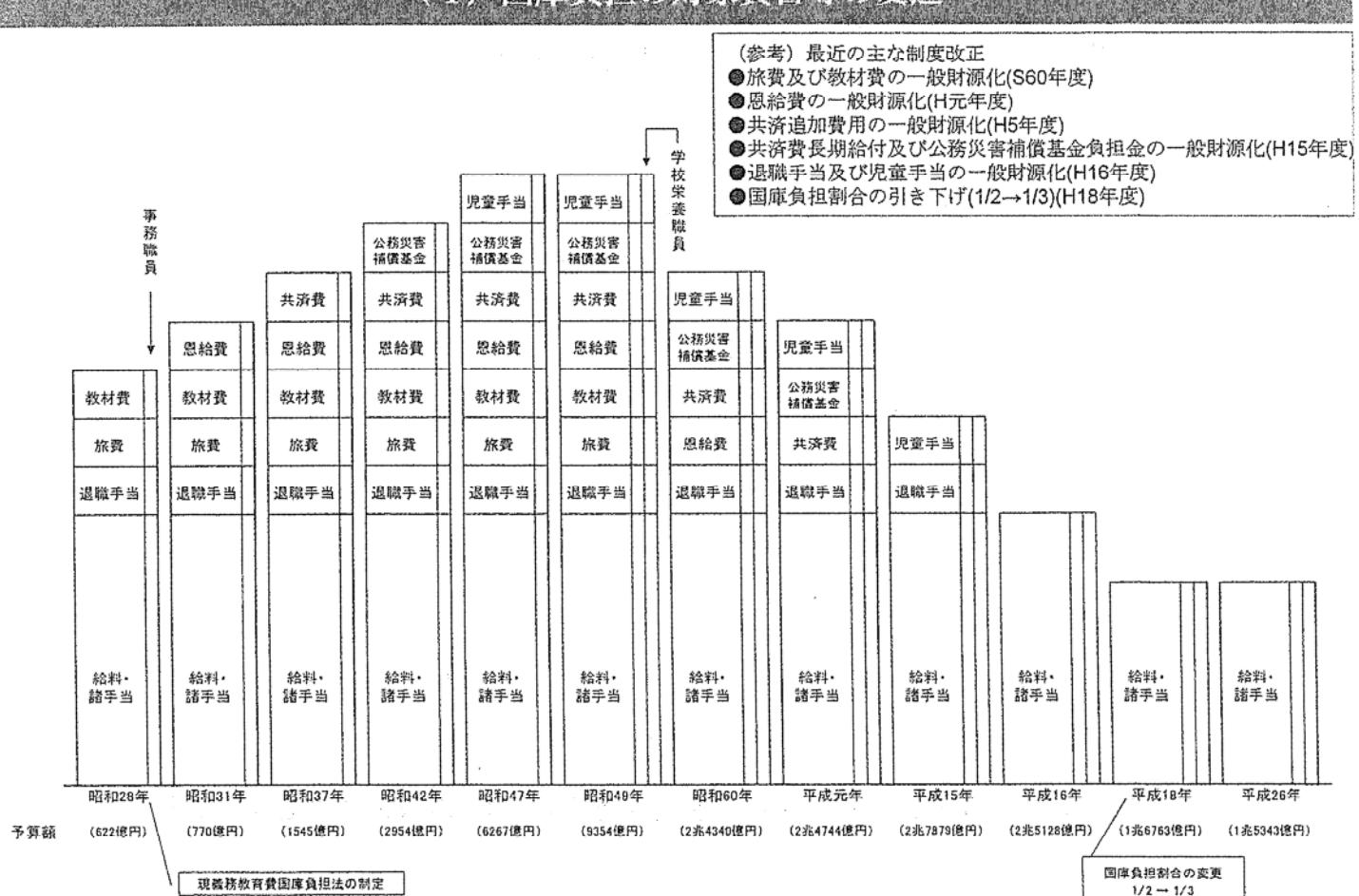
5228億円ですから9112億円もの減額であり、40%以上の減額割合です。

一方、のび続ける防衛費の2018年度予算案は過去最大の5兆1911億円です。1985年度の防衛費は3兆1800億円でしたから2兆円も激増し160%以上の増額割合です。のことからも安倍政治の目指す方向が明らかとなっています。

小中学校の人事費も学校施設の工事費も自治体の負担に

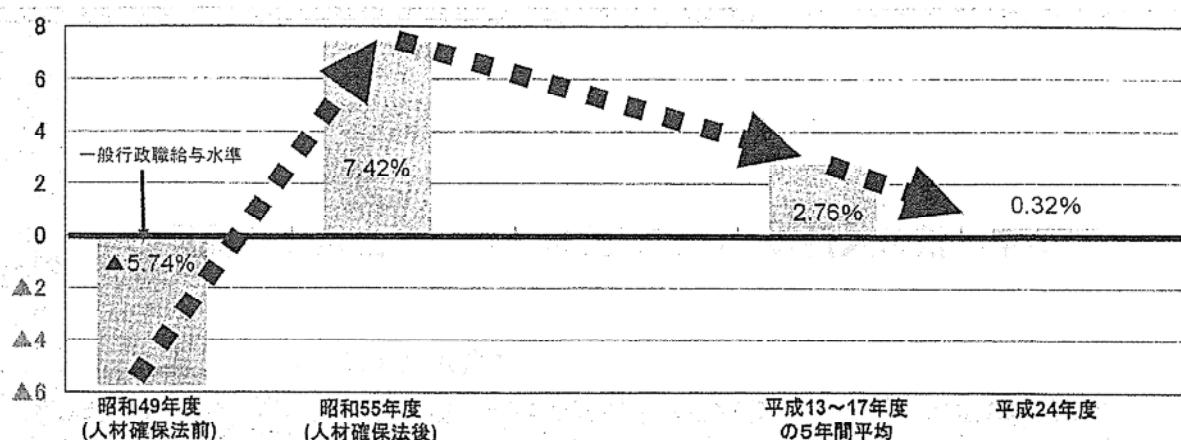
まず、国庫負担の減額によって教職員の**人事費が大幅に削減**されてきました。このことを国は当然のこととして開き直り図表にして公開してきています。以下は文部科学省の『我が国の教育行財について』の図表をそのまま掲載したものです。

(4) 国庫負担の対象費目等の変遷



1985年から国庫負担の削減がつづき、そして2006年度の国家負担割合の1/2から1/3の大幅削減となったことを公然と示しています。また公立学校の**給与水準**も激しく「縮減」してきたことも公然と明らかにしています。

公立学校の給与水準の推移



※年収ベースで試算した場合でも、教員が一般行政職を上回っている額は、約25万円（平成13～17年度の5年間平均）→約10万円（平成24年度）と減少。

【教員給与の縮減について】

- ・義務教育等教員特別手当の縮減 [給料の3.8%→給料の1.5%](20年度～23年度)
- ・給料の調整額の縮減 [基本額×2→基本額×1.25](21年度～23年度)

『我が国の教育行財について』

国庫負担が次々に廃止され、いわゆる「一般財源化」という流れが明らかとなっています。「一般財源化」とは「地方交付税で対応したので国庫負担を廃止した」という国側の言い分です。しかし、地方交付税自体の財源が不足している中で、実質の内容は国庫負担の廃止が進んだだけです。

市町村自治体では、**学校施設工事費**の国庫補助金が削減されました。校舎・屋内体育馆・給食室・プール・道場などの耐震工事・老朽化対策・太陽光設置・増改築などの費用です。

甲府市の場合は、2009年度～2016年度までの主な工事費は、国庫の割合が1/2から1/3に下げられることにより、44億8000万円の国庫補助金が、30億円に削減されたと教育施設課では想定しています。これによっておおよそ15億円程度が市町村自治体である甲府市の追加の支出額となっています。

どの市町村自治体でもこのような状況にされてきたのです。大変な支出額が全国で強いられてきました。

国は大切な子どもの就学援助制度を市町村に押しつけています

大切な就学援助制度も、国庫補助が大きく削減されました。就学援助制度とは、子どもを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由で困難な家庭に対して公的に援助する制度です。援助対象項目は学用品費・体育実技用具費・新入学児童生徒学用品費等・通学用品費・通学費・修学旅行費・校外活動費・医療費・学校給食費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費などです。

この制度は、憲法の第26条の「**義務教育は、これを無償とする**」という規定により、学校教育法の「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」（同法第25条、第40条）に基づくものです。

就学援助の対象者には、生活保護家庭の要保護者（2015年度約14万人）とそれに準ずる準要保護者（約133万人）があります。

国は、「三位一体改革」で、2005年度より**準要保護の国庫補助を廃止**しました。現在の準要保護の制度は各市町村が単独で実施しているのです。のことによって、自治体の負担はさらに重くなっています。

甲府市の場合、2005年度～2016年度の12年間で準要保護の就学援助費は合計12億1424万円でしたが、もし国の準要保護国庫補助の廃止がなければ、そのうちの22%分の2億6713万円が甲府市の負担が軽減されていたのです。

このことで、多くの自治体は、準要保護が必要な子どもをとらえ援助することや援助内容を広げることに積極的でなくなっています。

例えば、2010年度より「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」が就学援助対象項目になりました。しかし全国の市町村では、少しずつ準要保護の援助が具体化されているだけで、2016

年度では実施している自治体の割合は、以下のように少ない現状があります。甲府市もこれらの対象項目を増やしていません。さらには、学用品や修学旅行費など援助対象の基本ともいえる項目をいまだに実施にしていない市町村もあるのです。

「クラブ活動費」	19. 4%
「生徒会費」	22. 4%
「PTA会費」	24. 5%
「学用品」	99. 3% 残りの12自治体がまだ未実施
「修学旅行費」	97. 7% 残りの40自治体がまだ未実施

また、子どもの貧困対策が求められているにもかかわらず全国の準要保護の援助率は、伸びていないどころか、後退している傾向すら感じられます。

2011年度	14. 07%
2012年度	14. 10%
2013年度	13. 91%
2014年度	13. 91%
2015年度	13. 00%

以上は、文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」より

援助していく準要保護の認定基準も市町村ごとにバラバラとなっています。それでも

甲府市の準要保護の就学援助数1308名で認定率も平均より少ないので、その援助費用は2016年度で1億400万円です。文部科学省2018年度予算案額でみると全国の就学援助の「要保護」の総額補助額は、わずか6億4708万円でしかないのです。いかに国の生活困窮家庭への援助が政策的に足りないかが分かります。

そして国が手を抜き、個々の市町村の財政力や政策傾向に任せているこのバラバラな事態は、援助すべき子どもを取りこぼすだけでなく、子どもための義務教育の均等性を市町村段階で崩していることにもなっています。

学校では需要費などの「ムリな節約」がさらに強められることに

日々の学校の環境はどうなっているのでしょうか？どの自治体も経費削減を強め、各学校では「ムリな節約」が当たり前とされています。そのことは、自治体の歳出科目の需要費をみると学校教育費の削減の事態がよくわかります。

参考 需要費とは、

消耗品 — 文具類・コピー用紙・事務機器の備品・トナー・蛍光灯・作業服・新聞代

食糧費 — 交際費ではない茶菓・弁当代

印刷製本費 — パンフレットなどの印刷代・写真プリント代

光熱水費 — 電気・ガス・上下水道などの使用料

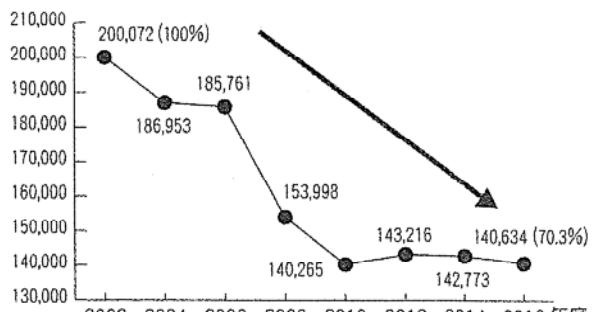
修繕費 — 工事の概念に含まれない現状維持管理の備品の修繕・備品の取替え

(参照 『地方公共団体 岁入歳出科目解説』きょうせい)

つまり需要費とはもっともささやかで日常的に身近に使われる学校の費用であり、職場の環境条件に直接かかわる経費です。「小学校費」「中学校費」の「11節」で経年の傾向をみるとその削減傾向は明らかです。次の図表は甲府市の公立小中学校の需要費の傾向です(単位は千円)。この傾向はどこの学校にもあります。「ウチの学校では寒くても10℃以下でないと暖房がつけられない。だから朝はジャンバーのまま、ヒザ掛けは当然」「電気はすぐ消す。廊下や階段はいつも暗いまま」「コピー用紙は、いろいろ言われるのが嫌だからと自分で買ってきてプリントしている先生も」「ボールペンなどの文具類は各自が買うのが普通」などなどです。これは、労働安全衛生を阻害する要因になっています。

甲府市小中学校需用費の削減傾向

需用費の推移



甲府市教育委員会資料より作成

この状況のなかで、I C T化の膨大な費用が自治体に強いられるのですから、さらに需要費も含めて全体の学校教育予算を著しく圧迫していくことになります。しかも需要費の支出も大きくなります。学校 I C T化は電気使用料を引き上げます。情報機器の修理で修繕費もかかります。これからは需要費の中身もみないと学校職場の厳しい事態は、よりわからなくなるのです。

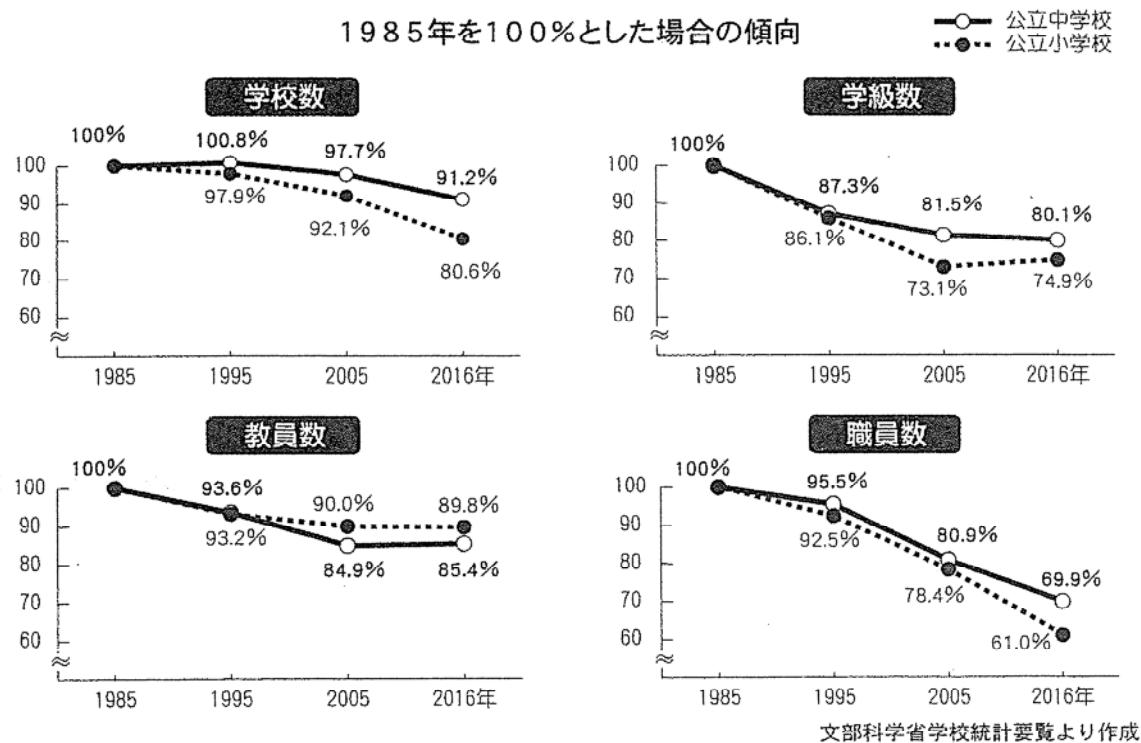
学校教育の基本的条件がさらに崩されたならどうなるのか・・・

国は「義務教育の国庫の削減分は地方交付税で対応している」としてきましたが、自治体への地方交付税は増やされていません。実際には自治体に義務教育などの様々な負担が押し付けられただけです。そして自治体も、国の国庫負担の激しい削減に対して「地方財政の厳しさ」を理由にして義務教育費の抑制と削減を進めてきたのです。

※自治体では、公立小中学校教員の国の定数減に対して都道府県・政令指定都市の教育委員会で独自に1万人補充してきました〔朝日新聞2017年1月21日付け〕。しかし業務量の増大にまったく追いついていないのです。

少人数クラスを横において、「少子化」と「財政難」を理由に、学校の基礎的条件と力が低下させられています。学級数、学校数、教員数、職員数が全て削減され続けていく傾向があります。この1985年以降の31年間の公立学校の削減傾向を作成したグラフを見てください。教員については「講師」も含まれていますから、正規の教員はさらに減らされています。

学校教育の基礎的力が低下している



注意すべきは職員数の削減傾向の激しさです。事務職員・学校図書館事務員・養護職員・栄養職員・給食調理職員・用務職員・その他の職員の削減傾向が強いことがこの間の特徴です。1985年度からは小学校では61・0%に、中学校では69・9%にも削減されています。特に用務職員数は、校長数より少なく、小学校では校長数を100%とすると用務職員数はその76・8%に、中学校では81・9%です。つまり各学校に校長がいても用務職員が1人もいない状態が多くなってきています。

国は、この状態を招いておきながら、学校の多忙化を理由に部外スタッフなどの活用を方針化しています。これは「絶対におかしい」と認識すべきであり、しっかり警戒すべきことは言うまでもありません。

結局、子どもの保護者の負担が重くなることになります

教科書の検定は、国の検閲ではなく、民主的な透明性と公正性が必要であり、その採択は教職員・保護者・地域の声が反映された「開かれた制度」でなければなりません。また小中学校の教科書は、憲法第26条の「義務教育は無償」の規定から保護者負担を求めることが基本です。

国の負担による教科書無償制度は、1963年度から小学校第1学年からはじまり毎年拡大され1969年度に、小・中学校の全学年に完成したものです。文部科学省の2018年度予算案をみると、「義務教育教科書購入費」は432億4900万円です。世界のほとんどの国に教科書無償制度があり、この費用は当然国が持つべき費用です。

しかしこの費用は、本の教科書からデジタル教科書となったらどうでしょうか？DVDとなり、さらにはダウンロードできるようになったらどうなるのでしょうか？432億4900万円という本の教科書費用は、1人あたりでは小学校用3781円、中学校用4949円です。これがデジタル教科書にかわるとDVDとダウンロード対応できます。つまり国の教科書購入費用はかなり削減されていくことになります。

もちろんタブレットパソコンの費用は大きなものです。この費用は、当面、自治体の負担となります。国は教科書購入費用削減のためにも「こども1人1台」を目標として、その対応をかなり急がせていきます。

そこで問題となるのは、今後は誰が負担するのかです。これから市町村段階でタブレットパソコンが「1人1台」となると市町村負担の学校「教具」から**保護者負担の「学用品等」**にされていくことが計画されているのです。その国のねらいは次の文部科学省の資料を見ても分ります。そこには「児童生徒一人一台となると各家庭がその費用を負担することが適当」としています。そして「買えない家庭は市町村の就学援助」としているのです。

資料

教育用コンピュータの購入費用を誰が負担するか？それは家庭に！

『2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会』最終まとめより

文部科学省 2018年8月

「校具」及び「教具」については、一般的には、「校具」は学習机や椅子等の類のものであり、「教具」は実験器具や体育器具等、授業で使用する道具の類。これらについては、いずれも、学校において、児童生徒等が共有して利用することが前提。

● 一方で、「校具」及び「教具」に該当しない、文房具等の「学用品等」については、各児童生徒の持ち物として、それぞれ独占して使用することが前提となっており、その費用は、各家庭において負担。

● このため、「学用品等」の費用を負担することが困難な、要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者）及び準要保護者（市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準する程度に困窮していると認める者）に対しては、市町村が就学援助制度を実施。

↓

教育用コンピュータの購入費用を誰が負担するかについては、「教具」に該当するか、それとも「学用品等」に該当するかに依存するが、少なくとも、複数人で1台の教育用コンピュータを共用している段階においては、各児童生徒が常時独占して使用できない以上、学校において整備すべき「教具」として位置付けることが適当。

● 一方で、全ての児童生徒が一人一台教育用コンピュータを持つこととなった場合は、教育用コンピュータを、それぞれの児童生徒が独占して使うのであれば、「学用品等」と同様の位置づけとして、各家庭がその費用を負担することが適当と考えられる。

※アンダーラインや太字の強調はこれらのものです。

もっとも市町村段階で「1人1台」とならなくても、一定程度学校内で広がり使用されるなら、普通の家庭では家計費から負担する「家庭内のこども1人1台」が強いられています。この時期の段階では、タブレットパソコンは就学援助の対象項目とはなっていませんから、生活に苦しい家庭の子ども達は、当然、学校ICT化に追いついていけないことになります。

※しかし注意すべきは、学校でも、家庭でも、成長期の子どもが終日パソコンに向かっていて良いわけがありません。視力障害などの子どもの健康については、レポートNO2で検討していきます。

「支援」という用語の使い方自体もおかしい！国の責任はどこにいった

文部科学省の義務教育の予算書をみると、すべての事業が「支援」「支援」という用語でいっぱいです。

例えば、いじめ対策支援・不登校支援・教育支援・学校教育活動支援・部活動支援・特別支援・就職支援・外国人児童生徒等教育支援・切れ目ない支援・発達障害の可能性ある児童生徒支援・ガン教育総合支援・学校安全総合支援・児童の心理に関する支援・子ども体験学習支援・教員業務支援・・・。

この「支援」という用語がなければ、国の義務教育の予算や説明書は今ではなりたたないような状態です。そもそも「支援」という用語は「支える助けること。援助すること」（『広辞苑』）です。当該する「当事者」を、「支え助けること」となります。つまり、国は責任ある「当事者」自体ではなく、教職員や自治体、保護者家庭が、本来自分たちでやるべきことを「支えてやる」「援助してやる」との意味になっていきます。

しかし、本来「義務教育は、これを無償とする」という責任ある「当事者」とは憲法の規定にもあるように、まずは国です。そして自治体です。

憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする

「支援」という用語は、同じく厚生労働省の福祉でもかなり使われています。しかし、ここでも憲法第25条や児童福祉法の原理にあるように、国は「**支援者**」ではなく本来責任ある「**当事者**」でなければならないはずです。

憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

児童福祉法（児童福祉保障の原理）

第一条 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

基本的な学校教育の民主的な原則は、「国は学校教育の予算を財政的に充実させる責任をもつが、教育内容に政治的な介入はしない」ことだったはずです。しかし安倍政治は逆のことを行っています。国庫負担は削るが、教育内容には「自らの政治」を持ち込んできています。

そして安倍政治の特徴は、**自らの政治的責任をまったく不問にして平氣で開き直ること**です。例えば「我が国の公財政教育支出の対GDP比は、OECD加盟国の中で最下位である」〔文部科学省『我が国の教育行財政について』〕などと平氣で主張します。自治体の責任にしたいのでしょうか？同じことは、「学校の働き方改革」でも「教職員の長時間勤務は看過できない状況だ」もそうです。とにかく国は公然と開き直って、しかも「だからゆとりのために学校のICT化です」「部外スタッフの支援も欲しいでしょ」としてきています。これも「自らの政治」の誘導であり持ち込みとなります。

この予算・財政問題のレポートのまとめとして

この安倍政治の「学校における働き方改革」の方向は、予算・財政問題だけで考えるなら、**学校の営利市場化**です。義務教育を情報・通信産業の大企業のための営利市場化が本格的に進められようとしています。また今後は営利の人材派遣業も損害保険業も入り込むでしょう。

その一方で、学校予算の削減であり**特に人件費の削減です**。正規教職員を減らし、しっかりした人材確保ができなくとも外部委託化を掲げ、非正規雇用化などで総額人件費の削減です。人材派遣もひろげられます。

学校のICT化や外部委託費用は市町村自治体の財政をかなり圧迫します。学校数を減らし需要費の削減などで学校環境を後退させていきます。それだけにとどまらず学校教育予算の「赤字」「財政難」からも国による都道府県の指導によって**市町村間の広域連携や市町村合併**も目指されています。

国の都道府県を使った管理と競争が強められ、教職員と保護者に今までにない負担を招きます。教職員には表面化しない様々な自己負担が・・・例えば、新たな情報機器の購入や指導力を身につけるための自己研修、万一の事態に備えた「教職員用公務員賠償責任保険」の保険料を多くするとか、当然、残業手当のつかない長時間労働も。子どもの保護者には教育用パソコンなどの教育費の負担も強められていくでしょう。

当然このことは、民主的な学校教育の内容をさらに崩し、安倍政治の望む「政治」を学校に持ち込むことになります。そして新学習指導要領の実施が目標とされ、国の指導で**慌ただしく、そして乱暴に進もうとしています**。

つまり義務教育における予算・財政問題からみても憲法第26条の明らかな改悪の内

容となってきています。

参考 私たちの予算・財政問題での当面の対策として

具体的な取り組みは、職場や議会ごとで行うしかありません。それでも、教職員や学校関係者、日教組役員や自治体議員の役割として当面の対応・対策として次のことが一般的に必要と思われますので、参考までにメモとしていきます。

- 国は、新学習指導要領と一緒にして、かなり急いでいます。したがって、私たちは、たとえ「反対し阻止できなく・・・」とも、**自治体や学校の段階で急がせないことを取組の基本にすべきです。**特に、今後の弊害は明らかですから、具体的実施をすこしでもいいから引き延ばし先送りすること、先走らないことを広げることです。
- ・先走ってしまった市町村や学校は「今後のモデルとして大きく称賛」されるでしょうが、このことに騙されないで、必ず具体化する様々な弊害を、しっかり把握し、今後の抑制に努めるべきです。そして、時間的な猶予期間さえあれば気が付く人は必ず増えていくはずです。
- ・教育委員会にICT、関係の機器とシステム初期費用 ランニングコストの見積もりを出してもらい。今後、膨大な費用がかかり続けることを明らかにしていくことです。
- ・外部スタッフなどの人材確保は、専門性をもつ人材的にも予算的にも様々に困難なことを明らかにし、同時に「学校内の職員が減らされているのにどうして?」「学校の非正規の正規化はないのか、**正規の教職員を増やさないのか?**」「そもそも国は教育費を減らし続けているのに・・・おかしいよ」の意見をひろげましょう。
- とにかく市町村の費用負担は大変になります。「**必要な費用は国の負担に**」すべきことを、都道府単位の市長会・町村会の「要望」や全国市長会・町村会としての「予算要望」としていきましょう。多くの自治体議会が提出している毎年度の「**国庫負担1/2への復元要望の意見書**」に、今回の問題も追加していきましょう。これらの取組を通じて国の性急さや国庫負担の問題や自治体負担の重さなどを行政や自治体議会内に広げていきましょう。
- 例えば、つぎのような当たり前な意見も会話や雑談から広げ要望にしていきましょう。
 - ・「常識的に考えても全国で膨大な機器とシステムの販売になれば、年々その市場価格の**単価は下がる**からね、今購入したら費用的にも負担が大きすぎるから後にした方がいいよ」「ICT化や外部スタッフについては失敗も成功も、メリットもデメリットも、先行した学校や自治体から**教訓を得られるから**・・・とにかくウチは後発でいき

ましよう」「充分な準備期間がないままのICT化となると、**50歳過ぎの教職員はついていけない**で自己都合退職してしまうことは確実。そうなると学校も人手不足になりかねない・・・自治体が支払う退職金もこの2~3年で、すごいことになるから」などなど。

- ・義務教育予算で**地方消費税**をあてにすることは出来ないことと、さらに消費税増税によって学校予算が実質的に減らされることも明らかにしていくことです。ここでも「財政的にも不安だから先走りはすべきではない。慎重に」とのあたりまえな一般論を広げるべきです。

●安倍政治は巧妙でしたたかです。「だまされないぞ」「おかしいぞ」の思いを大切にしていきましょう。具体的な事例と事例で、教育関係者だけでなく、気がついた人たちで、広く、深く**交流していく**ことも大切です。

●このNO1のレポートでは触れませんでしたが、労働安全衛生法や学校環境衛生基準なども活用して、学校の需要費に見られる「**無理な節約**」を今のうちにブレーキをかけておきましょう。

次のレポートのNO2は

「学校における働き方改革ー心身の健康問題・労働安全衛生」

についてです

検討し合うことはいっぱいです

- ・小中学生の裸眼視力1.0未満の割合が過去最悪となりました。これはスマホやゲーム機の影響とされています。
- ・アメリカでは、電子書籍の販売が減り続け、紙の本の売り上げが落ち直してきたそうです。これは「デジタル疲れ」だそうです。
- ・タブレットパソコンやデジタル教科書は、成長期の子どもに「視力障害」などを発症させることになります。国も自治体側にもその心配がないことも・・・心配です。
- ・国の掲げる「学校における働き方改革」は長時間労働が本当に改善されるのでしょうか？大きな懸念があります。職場の委託化や機械化・情報化とは「人減らしと労働強化」というこの間の他職場における経験と歴史があるからです。
- ・教職員の労働安全衛生として、本来の労働時間規制の原則やVDT作業ガイドラインの活用などの基本をふり返ることも大切です。
- ・今の教職員の労働実態や子どもの心身の健康なども改めて考え合うことも必要です。

ーご意見をお寄せ下さい。

レポート 2018年2月10日

「学校における働き方改革」をどう考えるのか？No.1

山田 厚

一般社団法人 全国労働安全衛生研究会

事務所 甲府市北口 3-7-13

電 話 055-253-6790

F a x 055-254-4403

yamada@peace.email.ne.jp